

平成 30 年度 第 7 回 機械流通委員会議事録

開催日時 平成 30 年 12 月 5 日（水）午後 2 時 00 分から

開催場所 東北遊技機商業協同組合 会議室

第 1 号議案 「新」携帯端末機器に関する件

(1) 新携帯端末貸与希望台数及び拡張保証オプション加入希望状況について

- ① 希望総数…257 台（組合員 237 台・事務局 1 台・予備在庫 19 台）
- ② 拡張保証オプション加入希望状況を確認

(2) テスト運用について

区 分		日 程
納品日(5 台)	パナソニック	12/6
Google アカウント設定	KDDI	12/6～7
初期設定(アプリインストール)	シーズウェブ	12/10～
引換日(テスト運用開始)	東北遊商	12/12・13・14 頃

※了承済みのとおり、テスト運用期間中の KDDI 社へ支払う月額費用は組合が負担をする。

(3) 運用開始までのスケジュール

Panasonic・TOUGHPAD(タフパッド)FZ-N1 導入スケジュール(案)																					
区 分		日 程	9月	10月	11月	12月				1月				2月				3月			
			第3週	-	-	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
端末発注(257台)		東北遊商	9/20																		
端末生産(〃)		パナソニック	12/上旬～																		
テ ス ト 用	テスト用端末(5台)納品予定	パナソニック	12/6						12/6先納品												
	テスト用Googleアカウント設定	KDDI	12/6～7						12/6・7												
	テスト用アプリインストール	シーズウェブ	12/10～						12/10～												
	テスト運用開始	東北遊商	12/12・13・14							12/12～14頃											
一 般 用	端末納品(252台)	パナソニック	12/21						12/21納品												
	Googleアカウント設定(※233台)	KDDI	12/21～1/11							12/21～1/11(予想)											
	アプリインストール	シーズウェブ	1/14～31								1/14～30(予想)										
	引渡し並びに新規登録	東北遊商	2/上旬・中旬																		
	試行期間	東北遊商	個人30日間																		
	本稼働	東北遊商	試行期間終了後																		

① 貸与日について

テスト運用の報告を受け1月中・下旬に確定させる。

なお、北海道遊商は当組合と同機器を用いることが確定されたが、2019年3月31日で現在使用しているシステムが使用不可となる。これを受け、シーズウェブ(株)での登録作業日程が当組合の予定と重なっていることにより、北海道遊商を優先にすることが了承された。

② 試行期間について

各販社へ貸与した日から30日間を試行期間とし機器操作上での不都合があった際は、理由書での対応とする。

③ (報告)新・旧携帯端末の同時運用の是非について

新携帯端末でQR送信が出来る様に登録した後に、旧端末(E06SH)で顔認証を行っただけで、新携帯端末の方でQR送信が出来なくなる。(書類作成ソフトに反映されません。)

(4) 貸与方法について

貸与に伴う登録作業及び貸与方法について、事務局以外での登録は困難であることを確認し、下表のとおり了承された。

《貸与に伴う事務局登録作業について》

1. PC上(パソコン)での登録
 - (1) 管理システムに必要事項を入力登録(ナツメ側)
 - (2) 顔認証管理システムに取扱主任者番号を入力登録(シーズウェブ側)
2. 端末での登録
 - (1) 端末から取扱主任者顔写真を登録

《貸与方法》

1. 発送及び返却について(例)

販社・・・2/〇(水)午前10時から使用中止し組合へ発送(持込み可)

組合・・・2/〇(水)登録を完了し2/〇(木)着で発送

【重要注意事項】

事務局で送信可能な状態に登録を済ませた後に、旧端末(E06SH)にて送信を行うと、アタリのサーバに旧端末の情報に書き換わるので新端末での書類作成が出来なくなる。

2. 発送希望日を伺う
4～5日の期日で発送希望をFAXで返信をいただき調整後確定発送日を通知する。

(5) QRシステムについての開発費について

中国遊商がシーズウェブ(株)へ開発費として200万円を支払っており、同システムを当組合においても利用するにあたり、支払いを済ませている中国遊商へ支払わなくてはならない件について、次回委員会にて支払い額を討議する。

(6) 今後の通知等について

携帯端末機貸与に関する承諾書の提出について、明年早々に通知を行う。(6・7頁参照)

(7) 取扱いについてのQ&A(2018/12/05現在)

携帯端末を用いての「事前」及び「納品」点検確認は、(例)「事前」点検が完了し「納品」点検を行う際は、**【改めて】「顔認証・位置情報」**を取得してから「納品」点検をするよう作業を分けて行うことを再確認し了承し、また、下表の問いQ15・Q16・Q18について確認し了承された。

(8・9頁参照)

第2号議案 「新」携帯端末機器に係る説明会に関する件

- (1) 開催日時 平成30年11月1日(木)午後2時より
- (2) 開催場所 東北遊商事務局会議室
- (3) 組合出席者 永山機械流通委員長、大久保機械流通委員、事務局4名
(Panasonic社2名、KDDI社2名)
- (4) 参加者数 39名
- (5) 説明項目

- ・導入スケジュールについて
- ・端末機の貸与契約及び通信契約について
- ・拡張保証オプションについて
- ・新携帯端末貸与申込書件拡張保証オプション加入確認書について
- ・古物営業法の一部改正に伴う古物営業許可に係る主たる営業所等の届出について
- ・質疑応答

第3号議案 売買契約書並びに移動同意書の元号に関する件

全商協は、「売買契約書」並びに「移動同意書」の『年月日』に関して、『平成』の文字が印字されていることにより、来年5月の改元に向けて対応を検討している。12月開催の理事会において討議予定である。

(1) 対応案

① 西暦での運用、②和暦での運用、③西暦・和暦のどちらも可とする

(2) 全商協の在庫

「売買契約書」は2～3ヶ月分、「移動同意書」は地区により差があり2～6ヶ月ぐらい。

(3) 各組合員において在庫が残った際の対処方法（案）

「平成」の箇所を『取り消し線』等で消して使っていただく。

※下記矢印部分が問題の箇所である。

売 主 控		中古遊技機 売買契約書		02-009510	
契約年月日 平成 年 月 日					
売主	会社名 代表者名 住 所 電話番号	買主	会社名 代表者名 住 所 電話番号		
主	設置元 遊技場名	主	保管先名 住 所		

※中古遊技機の仕様・明細（番号が連続しない場合は、欄を改めて記入して下さい）

第4号議案 (サンプル)遊技機包装用ビニール袋及びセキュリティシールの検証結果について

サンプル梱包袋及びセキュリティシールの検証を、大久保委員並びに柏木委員に行っていただき、11月21日に全商協へ検証結果報告をおこなった。

なお、冬季においても検証することを確認された。結果は、下表のとおり。

「袋強度について」
引っぱり強度(特に折り曲げ部)、封袋時の底部、側面部の裂け状況に問題は無く良好。
・引っぱりテストを行い、袋自体が厚く現行物より強度は上がっている。
・引きずった際底面が破けることはあったが現行物より大きく裂けることはなかった。
「開封口粘着力」
剥がすのに少々手間取るほど、強力な粘着であった。
・今後、冬の低温時の粘着力も引き続きテストを行う。
「封印シール」
特に大きく変わった点はないが、問題はなし。
・シール束での保管時、現行物より湾曲状態になりづらくなった。
・消しゴムなどで文字を消した際に、記入部分が削れたがテスト袋は削れづらく良い点であった。

第5号議案 遊技機梱包用ビニールの一部製品の不具合に関する件

ミラクル工業㈱から全商協を通じ、遊技機梱包用ビニールの一部製品の不具合についての通知があり、東北遊商発第107号(11月7日付)にて中古取扱販売社へ対して通知をおこない、12月4日現在不具合の報告は受けていない。

1.確認事項（添付資料抜粋）

- ① ダンボール箱のロットナンバーを確認していただき、
「18070211、18070311、18070411、18070611」の箱を保有している場合、
東北遊商までご連絡ください。
- ② ダンボール箱を廃棄してしまった場合は、不具合が出た枚数を、
東北遊商までご連絡ください。

2.不具合品があった際の対処について

- ① 組合へ不具合品の箱数または枚数の連絡を入れる。
- ② 後日、組合より下記の返却先へ着払いで発送していただく連絡をいたします。
(組合より連絡が入る前に発送を行わないでください。)
「返却先」〒439-0031 静岡県菊川市加茂 2158 番地
 (株)関東オークラ 品質管理課 飯田様宛て Tel.0537-35-3151
- ③ 後日、代替品が発送されます。

第6号議案 セキュリティシール管理ナンバーの桁数増刷りに関する件

東北遊商発第111号(11月28日付)の発出文書のとおり、全商協より下記の連絡があった。

- 1. セキュリティシール管理ナンバーの桁数増刷りについて
現在のセキュリティシール管理ナンバー「7桁」の数字が埋まることにより、「8桁」に変更になる。
- 2. 納品見通しについて
納品は地区によっては、来年(2019年)1月の納品からとなる。
※ 当組合からの提供は、概ね2月頃からになる見込みである。

第7号議案 日遊協 遊技機取扱主任者「講習・試験」等Web(ウェブ)受付に関する件

日遊協は、これまで書面により申請を受付していた、「新規及び更新時」講習・試験申請、記載事項変更届、再交付申請をWeb(ウェブ)での申請に変更することを検討している。

第8号議案 設置外の中古ぱちんこ遊技機への部品発注に関する件

- (1) 10月度の依頼数は「1社」より「1台」の依頼があった。
- (2) 11月度「依頼数は0」である。
- (1) 12月度は12月4日現在「1社」より「1台」の依頼があった。(全国の状況は、下表のとおり。)

2018年 設置外の中古ぱちんこ遊技機への部品供給の件数、台数 (2018/04/01より運用開始)

地区名	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		合計	
	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数
北海道	1	1	7	7	9	9	8	8	9	9	7	7	1	2					42	43
東北	3	3	2	2	0	0	0	0	2	2	1	2	1	1					9	10
東日本	2	9	10	26	1	1	5	5	3	3	6	12	2	2					29	58
中部	1	1	3	7	3	6	3	4	1	1	1	1	2	2					14	22
関西	7	8	12	12	10	12	19	23	33	38	11	16	23	26					115	135
中国	0	0	4	7	1	1	2	2	0	0	0	0	2	2					9	12
四国	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0					2	2
九州	8	12	4	7	3	4	4	7	2	2	2	6	6	7					29	45
小計	23	35	42	68	27	33	42	50	50	55	28	44	37	42	0	0	0	0	249	327

第 9 号議案 新規取扱主任者講習会及び更新時講習会再試験結果に関する件

- (1) 11 月度「新規」取扱主任者講習会に 1 社 1 名の希望があり、11 月 16 日に大久保委員の講師の基講習会を開催し合格であった。
- (2) 12 月度の受講希望者は無し(0 名)であった。
- (3) 1 月度の受講希望申請が挙げられた際は、柏木委員の基執り行う。

平成30年度「新規」取扱主任者講習会

2018/11/16 現在

No.	開催日	開催場所	講 師	販社数	受講者数	合格者数	不合格者数
1	5月9日	東北遊商会議室	柳	1	1	1	-
2	6月15日	東北遊商会議室	大久保	1	1	1	-
3	7月20日	東北遊商会議室	柏木・柳	5	5	5	-
4	8月24日	東北遊商会議室	大久保	1	1	1	-
5	10月18日	東北遊商会議室	柳	2	2	2	-
6	11月16日	東北遊商会議室	大久保	1	1	1	
					11		

第 10 号議案 新携帯端末機器の選定に伴う中国遊商並びに東日本遊商への御礼品について

前回の委員会承認事項、中国遊商並びに東日本遊商へ、新携帯端末機器の選定に伴う助言を頂いた御礼としての贈答品(青森県産ふじりんご)を、11 月 17 日(土)に各遊商へお礼状を添え発送が完了された。費用は下表のとおり。

サンふじりんご代	12,000 円 (税込) (¥6,000×2 箱)
ダンボール代	800 円 (税込) (2 箱)
送料①	1,500 円 (中国遊商宛・ヤマト宅急便)
送料②	1,200 円 (東日本遊商宛・ヤマト宅急便)
合計額	15,500 円

以上



携帯端末機貸与に関する承諾書

東北遊技機商業協同組合（以下、「甲」という。）に対し、
 _____（以下、「乙」という。）は、
 「顔認証・QRシステム」新携帯端末機導入に伴う、中古流通システム利用権限を有する取扱主任者が使用する当該端末機貸与に関し、以下のとおり承諾する。

1 端末機の貸与

(1) 甲は、乙に所属する、下表の中古流通システム利用権限を有する取扱主任者が使用する「顔認証・QRシステム」携帯端末機を、電話番号を指定し、乙に貸与する。

No.	取扱主任者名	電話番号	No.	取扱主任者名	電話番号
1	組合で記載します	組合で記載します	16		- -
2		- -	17		- -
3		- -	18		- -
4		- -	19		- -
5		- -	20		- -
6		- -	21		- -
7		- -	22		- -
8		- -	23		- -
9		- -	24		- -
10		- -	25		- -
11		- -	26		- -
12		- -	27		- -
13		- -	28		- -
14		- -	29		- -
15		- -	30		- -
貸与台数合計			組合で記載します 台		

(2) 貸与端末機は、電話番号に指定された取扱主任者以外のシステム使用を禁止する。

2 端末機の名称

貸与するシステム用携帯端末機は次のとおりとする。

端末機の名称 Panasonic TOUGHPAD FZ-N1（以下、当該端末機）

3 端末機の使用料

(1) 乙は甲に対して、当該端末機の使用料を、甲が指定した月から毎月2年間、次表のとおり支払うものとする。

支払回数	使用料	備考
1月目	2,200円	消費税別
2～24月目	1,600円	

(2) 3年目以降の使用料は無償とする。

4 使用料の特約事項

(1) 乙は当該端末機を2年間継続して使用するものとする。

(2) 貸与後2年以内に組合からの脱退又は取扱主任者の退社等によりシステム利用を止めた

場合、及び当該端末機を破損等により使用不能となった場合は、速やかに甲に通知し、2年間で支払うべき使用料の未払額を、甲に全額一括で支払うものとする。

5 端末機の返納

乙は、システム利用を止めたときは、当該端末機を甲に返納しなければならない。

6 保守経費等の負担

乙は、貸与された当該端末機を善良なる管理者のもと使用するものとし、保守及び不具合等の発生により経費が生じた場合は、全て乙が負担するものとする。

7 通信契約

当該端末機の通信契約は通信キャリアのKDDIと、甲が契約者、乙が使用者となり、甲が他の組員（他の端末機）を含めKDDIと一括契約するものとする。

8 通信契約の特約

乙は、甲がKDDIと締結した契約書に基づき、3年間継続して通信を利用するものとする。

9 通信料の支払い

乙は、乙が利用した通信料を、毎月KDDIに基本プラン料金702円(税別)を支払うものとする。但し、基本プランの無料通話時間150分を超えた場合は、超過料金(10円/30秒 税別)を加算して支払うものとする。

10 滞納措置

甲は、乙が使用料及び通信料の滞納があり、甲からの催告に応じない場合は、システム利用権限を停止する措置を講ずることができる。

11 使用上の責任

甲は、乙の当該端末機の使用上で発生した事故・データの損失等については、一切責任を負わない。

12 運用

システム用携帯端末機の運用方法は、東北遊商「顔認証・QRシステム」運用規程によるものとする。

13 協議解決

本承諾書に関して疑義が生じた場合は、両当事者が誠実に協議してその解決にあたるものとする。

本承諾書の内容を承諾します。

平成 年 月 日

(甲) 東北遊技機商業協同組合

理事長 高橋 一 則 殿

(乙) 住 所

販 社 名

代 表 者 名

印

取扱いについてのQ & A (2018/12/05現在)

Q1	機器は「貸与品」なのか、もしくは2年(24回)の返済後組合員へ「譲渡」となるのか？ 組合からの「貸与」です。なお、通信料としてKDDI社へ月額702円(税別)負担願います。
Q2	貸与に伴う支払い対象期間中に返却を希望した際、残債を一括で支払わなくてはならないのですか？ はい。(貸与)使用料初回2200円(税別)、以降23回1600円(税別)の未払い分を一括で支払っていただきます。
Q3	KDDIからの請求はどのタイミングからとなるのですか？ 新旧入替え期間1ヶ月減免されます。 (一斉変更に伴う特例で、2月使用旧端末分→3月に請求。新端末分は3月分から4月に請求。) 請求に係る口座振替用紙・振込用紙をお渡しします。(2018/11/01に配布)
Q4	LTEプラン法人オプションSの、プラン変更は可能なのですか？ プランの変更は一切出来ません
Q5	3年間無償保証(自然故障のみ)の製品登録はだれが行うのですか？ 組合側で一括登録します
Q6	故障した際「保証対象外」であった場合、だれが支払うのですか？ 個社負担です
Q7	保証対象外の保証プラン(オプション)はありますか？ メーカー保証対象外の拡張保証サービスがあります。 ただし、使用開始前に個々の機器(シリアルNo.毎)に対する新規登録時に契約が必須です。 なお、4年目からの新規の拡張保証契約は不可です。 参考：拡張保証パック(3年の期間で7,500円)※破損・水濡れ・天災 拡張保証パックプラス(3年の期間で12,500円)※破損・水濡れ・天災 + 盗難
Q8	オプション保証プランの延長はできるのですか？ 4年目以降「通常保証/拡張保証(パックorパックプラス)」「延長」は個社の要否選択となります。 期間満了となる約半年前にKDDI社より、各販社へ通知があります。 参考：通常保証延長(年15,300円)。 ○拡張保証パック延長(年4,000円 + 15,300円) ○拡張保証パックプラス延長(年8,000円 + 15,300円)
Q9	4年目以降の保証延長についての要否を、KDDI社より個社に期間が終了する半年前に確認の通知をしていたいただきたいのですが？ 時期が来ましたらKDDI社営業担当より、ご報告(各販社へ通知)という通知方法になります。 組合ではなくKDDI社に、延長するか否かの返信をしてください。
Q10	新規主任者分の保証プランは初期に当該販社が契約したプランを適用されるのですか？ 3プランの中から選択してください
Q11	運用が開始された後に新規で申し込んだ際、ハンディ新規設定費用(3500円)はだれが負担？ 当該する販社でハンディ新規設定費用(3500円)を支払っていただきます。 他、組合へ(貸与)使用料初回2200円(税別)及び、通信料としてKDDI社へ月額702円(税別)負担願います。
Q12	機器の故障の問合せ先はどこですか？ 個社での問合せ及び修理品の発送、依頼分に伴う支払いとなります。 問合せ先 (Panasonic社) 0120-058-729(フリーダイヤル)もしくは011-330-1911(直通) 物損による液晶画面の修理代金はおおよそいくらくらいですか？ LCDユニット破損時の修理費用「目安」35,500円(税別)位(部品代+工料+送料)
Q13	携帯端末機の生産が終了した場合、部品はあるのですか？ 生産終了後6年は準備しています(Panasonic社談)
Q14	組合から発送される携帯端末の発送費用は個社負担ですか？ 今まで通り着払いでお送りします。(引取り可)

取扱いについてのQ & A (2018/12/05現在)

Q15	<p>故障し修理に出した際、予備機器(組合予備)に修理に入れた者のSIMを入れれば使用が可能か？</p> <p>予備機に修理端末に入っていたSIMを入れると利用可能となり通信契約に不都合はありません。 (故障による)貸出し費用は発生しませんが誓約書をいただき、破損させた場合は原状回復または借受者負担により買取っていただきます。</p> <p>貸出しに伴う条件について？(引取り可)</p> <p>貸出しを希望する際は、誓約書及びSIMを組合へ送って(持込み)いただければ、貸与する端末に当該主任者を登録します。</p> <p>組合からの貸与端末の発送及びSIMの返送に伴う費用は、今まで通り着払いでお送りします。</p>
Q16	<p>故障、盗難により使用不能になった場合、新たに端末の貸与をお願いした場合すぐ対応していただけるか？</p> <p>業務状況にもよりますが、即時対応する予定です。</p> <p>また、使用不能や盗難に伴う費用や、貸与の条件などを参考までに教えていただけますでしょうか？</p> <p>使用不能または盗難にあった場合の既存携帯端末については未払い分を一括で支払っていただきます。</p> <p>新携帯端末は貸与するにあたり携帯端末機貸与に関する承諾書の提出が必要となり、端末機の使用料として初回分から徴収いたします。</p>
Q17	<p>バッテリー交換・予備バッテリー購入等の問合せ先はどこですか？</p> <p>個社での問合せ及び依頼分に伴う支払いとなります。</p> <p>問合せ先 (KDDI社:担当大沼) 022-778-1119 (参考)バッテリー価格(ノーマル10,000円・Lパック12,500円)</p>
Q18	<p>SIMカードを当社でお借りしている端末同士で入替した場合、QRデータの送信は可能なのでしょうか？</p> <p>主任者＝端末と一対になって登録しているためSIMを変更しても、 点検作業の主任者のQRコードを読み取った時点でそれ以上進めない様になっております。</p>
Q19	<p>返却希望の端末について (携帯端末機貸与に関する承諾書のとおり)</p> <p>(第4号・抜粋)～速やかに甲(組合)に通知し、2年間で支払うべき使用料の未払い額を、甲(組合)に全額一括で支払うものとする。</p> <p>(第5号・抜粋)～乙(組合員)は、システム利用を止めたときは、当該端末機を甲(組合)に返納しなければならない。</p>
Q20	<p>現在使用している携帯端末E06SH内のデータを新携帯端末にコピーしたいのですが？</p> <p>旧端末内(E06SH)内のアドレス帳や画像等のデータは、当組合事務局で移行作業・復元は出来ません。</p> <p>新携帯端末へデータをコピーされる方は、Bluetooth(ブルートゥース)やSDカード等使用し各自で機種変更をする前に作業を行ってください。</p>
Q21	<p>現在使用している携帯端末E06SHが2年間の貸与料(月1000円)支払い期間中なのですか？</p> <p>使用した当月分まで支払っていただきます。</p> <p>翌月分からの残債に関しては組合で負担いたします。(2017/6/21機械流通委員会承認事項)</p> <p>また、KDDIとの解約違約金は発生するのですか？</p> <p>組合員が現在使用している分及び現在組合で保有している未使用のE06SHは、 新たに新規でご契約頂く為、解約違約金は掛かりません。(2018/10/16KDDI確認事項)</p> <p>組合で一括解約いたします。</p>
Q22	<p>「顔認証・位置情報」を取得して、一度に「事前」及び「納品」点検確認を行っていいでしょうか？</p> <p>たとえば「事前」点検が完了し「納品」点検を行う際は、【改めて】「顔認証・位置情報」を取得してから「納品」点検をするよう作業を分けて行って下さい。(2018/12/05機械流通委員会承認事項)</p>